

**令和6年度「福岡県感染拡大防止協力金債権回収業務」業務委託に係る
企画提案公募実施要領**

○趣旨

本要領は、未収金の縮減を図るため、「福岡県感染拡大防止協力金（以下、協力金という。）」にかかる債権の回収業務について、専門的な知識と経験を有する事業者へ委託することを目的とし、事業者を選定するために実施する企画提案公募における必要な事項を定める。

1 事業名称

福岡県感染拡大防止協力金債権回収業務

2 委託業務の概要

(1) 業務内容

別紙1「令和6年度 福岡県感染拡大防止協力金債権回収業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

なお、本件業務実施予定者選定後、必要に応じて当該予定者による企画提案内容を仕様書に反映させるものとする。

(2) 委託予定期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(3) 委託上限額

4,600,000円（消費税及び地方消費税込み）

（※委託者が催告対象として指示した債務者等から債権を回収した場合、回収額に応じた成功報酬を委託金額に上乗せして支払う。詳細は仕様書を参照のこと。）

3 企画提案公募参加資格

次に掲げる(1)～(5)の条件をすべて満たしていること。

(1) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しないもの。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立てをしたもの又は更生手続き開始の申し立てをされたもの。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続き開始の申し立てたもの又は申し立てをされたもの。

エ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中であるもの。

(2) 福岡県暴力団排除条例（平成21年10月19日条例第59号）に定める暴力団又は暴力団員に該当しないこと。また、これらの者に利益の供与等を行っていないこと。

(3) 弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）第4条に規定する弁護士又は第30条の2の規定による弁護士法人のいずれかであること。

(4) 経営状況、経営規模において契約の履行に支障のないこと。

(5) 福岡県内に本店、支店又は営業所等の事業活動拠点を有していること。

4 公募スケジュール

(1) 質問受付：令和6年10月18日（金）17時まで

(2) 企画提案参加申請書：令和6年10月25日（金）17時まで

(2) 企画提案書類受付：令和6年10月31日（木）17時まで

(3) 企画提案内容審査：令和6年11月上旬

(4) 審査結果通知：令和6年11月中旬（予定）

(5) 受託候補者との協議及び契約締結：令和6年11月中旬（予定）

5 企画提案参加手続きについて

(1) 企画提案参加申請

企画提案公募に参加を希望する場合は、以下により「企画提案公募参加申請書」（別紙様式1）を提出すること。

提出期限	令和6年10月25日（金）17時必着
提出方法	「10 問い合わせ先」記載の宛先に電子メール又は郵送により提出すること。 ※電子メールでの提出の場合は、送付した旨の電話連絡をすること。
提出書類	企画提案公募参加申請書（別紙様式1）

(2) 企画提案公募に関する質疑

本業務に関する質問は、以下により「質問書」(別紙様式2)を提出すること。

提出期限	令和6年10月18日(金) 17時必着
提出方法	事業者名、担当者名及び電話番号を明記した質問書(別紙様式2)を、「10 問い合わせ先」記載の宛先に電子メールにより送付すること。 ※電子メールの表題は「令和6年度福岡県感染症拡大防止協力金債権回収業務委託 企画提案公募に関する質問」とすること。 ※質問を電子メールで提出した際にはその旨電話連絡すること。
回答方法	質問内容及びその回答は、 <u>10月23日(水)までに</u> 「企画提案公募参加申請書(別紙様式1)」を提出した者全員(辞退者を除く。)に対し電子メールで通知する。 ※質問又は回答の内容が軽微な場合や、質問者の具体の提案内容に密接に関わる場合等においては、質問者に対し個別に回答することがある。

(3) 企画提案書類の提出

企画提案公募に参加を希望する事業者は、次により応募書類を提出すること。

提出期限	令和6年10月31日(木) 17時必着 (提出書類の内容に不備があった場合であっても、再提出期限は令和6年10月31日(木) 17時までとする。)
提出方法	「10 問い合わせ先」に記載の宛先へ持参又は郵送により提出すること。 ※電子メールでの提出は認めない。 ※封筒の表に「企画提案書類在中」と記載して提出すること。 ※持参の場合の受付は土日祝日を除く9時から17時までとする。
提出部数	正本1部、副本5部 計6部
提案件数	企画提案は、1法人につき1件とする。
提出書類	①令和6年度 福岡県感染症拡大防止協力金債権回収業務委託 企画提案応募書(別紙様式3) ②企画提案書(任意様式) ※「6 企画提案書の作成」に基づき作成すること。 ③添付書類 ・見積書

	<ul style="list-style-type: none"> ・積算単価表（別紙様式5） ・業務受託実績調書（別紙様式6） ※取引の状況（過去3年間（令和3～5年度）の受託する同種業務実績）を確認できる資料として、実績証明書又は業務受託実績を証する契約書の写しを添付すること。 ・応募者の事業内容を確認できる資料（パンフレット等） ④その他 <ul style="list-style-type: none"> ・提案を説明するのに必要な書類 ・納税証明書等の写し（滞納がないことの証明のため）
--	---

※提出書類作成上の注意

- ・企画提案書類の作成・提出等に要する費用、その他の参加等に要する経費については、応募者の負担とする。
- ・参加申込書を提出した後、企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「辞退届」（別紙様式4）を提出すること。
- ・提出された企画提案書類は、採用の有無によらず返却しない。
- ・提出された企画提案書類は、受託予定者の選定及び仕様書の確定のみに使用する。
- ・各種書類に虚偽の記載をした事業者の応募は無効とする。
- ・企画提案書及び審査・選定に関する文書は、福岡県情報公開条例（平成13年3月30日福岡県条例第5号）の規定により、公開の請求があった場合には公開するものとする。

6 企画提案書の作成

提案対象となる業務内容について、7（3）の審査基準を踏まえ、下記（1）、（2）の事項を記載した企画提案書を作成すること（任意様式）

（1） 提案事業者の概要

- ① 提案事業者の組織体制、事業内容等
- ② 未収金回収業務における基本方針
- ③ 個人情報保護体制

※次のア～イの内容を含むこととする。

ア．個人情報保護の取り組み状況・取組体制を記載すること。なお、福岡県個人情報保護条例（平成16年12月17日条例第57号）を考慮すること。

イ．（一財）日本情報経済社会推進協会の発行するプライバシーマーク付与認定通知書の写し、又は認定が分かる書類

- ④ 受託業務の具体的な実施方法
- (2) 業務全体の概要
 - ① 業務実施体制
 - ② 業務実施計画
実施スケジュール、スキーム、実施方法等について具体的に示すこと。
 - ③ 主な業務従事者の資格・経歴
 - ④ 個人情報保護に関する取組
 - ⑤ 所要経費
業務実施のための必要経費について、内訳とともに示すこと。
- (3) 留意事項
 - ・仕様書を参照の上、作成すること。
 - ・提出書類の用紙はA4版を使用すること（表等については、A3版も使用可）。
 - ・手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

7 企画提案等の審査

- (1) 審査機関
本件業務受託予定者（以下「受託予定者」という。）の選定は、福岡県が設置する選定委員会により行う。
- (2) 選定方法
企画提案書類を総合的に勘案し、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に選定する。ただし、最低基準を満たさない提案は、選定の対象としない。
- (3) 審査基準
企画提案書類等について、以下の項目を総合的に審査し、評価する。
 - ①実施体制方針・業務遂行能力
 - ア 業務を遂行するに当たり、実施体制が整っているか。
 - イ これまでの事業実績等から本業務を着実に実行することが期待できるか。
 - ウ 事業全体のスケジュールは妥当か。
 - エ 取引の状況（類似業務の経験や過去の実績）
 - ②企画提案の内容
 - ア 業務の実施方法（催告・返済資力調査・所在不明の債務者の居所調査など）
 - イ 個人情報保護体制及び取組（プライバシーマークの取得可否等）
 - ③所要経費

ア 所要経費の積算根拠や金額は妥当で、費用対効果に優れているか。

(4) 応募者なし又は応募者が1者の場合の取扱い

・上記5(3)の提出期限までに企画提案書類の提出がなかった場合には、公募を中止し、業務内容等を再検討する。

・企画提案書類を提出した者が1者であった場合にあっても、上記7(1)～(3)の方法に従い審査を行い、審査結果において最低基準を満たす場合は、当該企画提案書類提出者を受託予定者とする。

(5) 評価が同点の場合の取扱い

企画提案者が複数あり、評価が同点の場合は、選定委員会においていずれの者を受託予定者とするかを決定する。

(6) 選定結果の通知及び公表

審査の結果については、同審査後速やかに企画提案書類提出者に通知するとともに福岡県ホームページにおいて公表する。

8 契約の締結等

(1) 仕様書の確定

仕様書には必要に応じて受託予定者による企画提案内容を反映させることとし、福岡県と受託予定者との協議の上で本件業務委託に係る仕様書を決定する。

(2) 見積書の提出

福岡県は、仕様書確定後、別途指定する期限までに受託予定者に対し見積書を提出させる。

(3) 契約の締結

受託予定者による見積金額に100分の110を乗じた額が予定価格の範囲であった場合、速やかに福岡県と受託予定者との間で本件業務委託に係る契約を締結する。

なお、この契約締結に要する費用は、本件業務受託者(以下「受託者」という。)の負担とする。

(4) 契約保証金

受託者は、契約締結に当たり、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第170条各号に該当する場合を除き、同第169条第1項の規定による金額を契約保証金として福岡県に納めること。この契約保証金は、業務が支障なく履行されたときは全額返還する。

(5) 委託料の支払

委託料は、精算払とする。但し、受託者から概算払の請求があった場合において、委託者が必要があると認められる金額については、委託料を概算払することができる。

(6) 再委託の制限

受託者は、本件業務の全部を第三者に委託してはならない。

受託者は、本件業務の一部を第三者に委託する場合、事前に福岡県と協議の上、書面による県の承諾を得なければならない。

(7) 個人情報保護及び守秘義務

受託者が業務遂行上個人情報を取り扱う場合には、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)その他関連規程に基づき、十分に留意の上適正に取扱わなければならない。

受託者は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。

9 公正な公募の確保

(1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 応募者は、競争を制限する目的で、他の応募者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。

(3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県商工部商工政策課企画広報班 担当：井形・奥原

電話番号：092-643-3434

電子メールアドレス：shosei-kikou@pref.fukuoka.lg.jp